電気化学会東海支部規約

昭和43年2月22日改訂 昭和59年2月8日改訂 昭和60年2月6日改訂 平成15年1月27日改訂 平成18年2月1日改訂 平成21年2月4日改訂

- 第1条 当支部は電気化学会東海支部と称する。
- 第2条 次の地域内に在住する電気化学会会員はすべて当支部に属する。 愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、長野県
- 第3条 当支部は電気化学および電気化学工業の振興を図り、会員相互の親睦、本部との連絡ならびに電気化学会の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 当支部の事務所を名古屋市内に置く。
- 第5条 当支部はその目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1. 講演会、講習会およびその他の集会
 - 2. 見学
 - 3. 調查、研究
 - 4. その他必要な事項
- 第6条 当支部に次の役員を置く。

支部長 名 1 常任幹事 名 幹 事 30名程度 監 杳 2 名 常議員 若 干 名 若干名 顧 問

支部長の任期は1ヶ年とし再任を妨げない。 役員の任期は2ヶ年とし再任を妨げない。

第7条 支部長は支部一切の事務を統括する。

常任幹事は支部長を補佐し、日常の会務を処理する。

幹事は支部長を補佐し、会務を処理する。

監査は収支決算を監査する。

常議員は支部に関する重要案件を相談する。

顧問は支部役員会に出席して意見を述べることが出来る。

- 第8条 顧問を除く役員は当支部所属会員の投票により当支部会員中よりこれを選挙 し、当支部所属会員数の15%以上の得票を得たもののうち上位から当選とする。 役員の任期はその通常総会の終了時に発生する。
- 第9条 顧問を除く役員に欠員のできた時は補欠選挙を行う。ただし、幹事会におい

- て会務執行に差し支えないと認めたときは補欠選挙を行わない。
- 第10条 当支部に所属し支部に顕著な功績のあった者を総会の決議を経て顧問に推挙 することができる。
- 第11条 当支部の経費は本部よりの交付金その他から支出する。 会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。 必要に応じて基金をつくることができる。
- 第12条 通常総会は東海支部所属の正会員と支部役員をもって構成し、毎年1回会計年度の終了2ヶ月以内に開き、事業報告、収支決算ならびに事業計画、収支予算その他重要会務に関し、承認または決議する。 ただし、必要のある場合は臨時総会を開くことができる。
 - 総会は当支部所属会員の20%以上が出席しなければ開会することができない。 ただし、委任状により表決権を委任した者は出席とみなす。
- 第13条 本規約を変更するときは、当支部所属会員の30%以上が出席した総会において出席会員の過半数の同意を得なければならない。
- 付 則 本規約は総会で議決された後、電気化学会本部の理事会の承認をもって発効する。